

入 札 説 明 書

「京都大学（南部）総合研究棟（第一臨床研究棟・Ⅲ期）改修機械設備工事」に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公 告 日 令和8年10月7日

2 発 注 者 国立大学法人 京都大学 学長 立 川 康 人

3 工事概要等

- (1) 工 事 名 京都大学（南部）総合研究棟（第一臨床研究棟・Ⅲ期）改修機械設備工事
- (2) 工事場所 京都市左京区聖護院川原町54 京都大学病院東構内
- (3) 工事内容 別紙工事概要のとおり。
- (4) 工 期 令和8年11月から令和9年3月31日まで（財政法の定めによる承認を得た後に令和9年5月10日まで延長予定。）
- (5) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出及び入札を電子入札システムにより行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ（<https://portal.ebid03.mext.go.jp/top/>）の電子入札システムにより、文部科学省電子入札の利用規定及び運用基準に基づき行う。また、使用可能なデータファイルの形式、送信可能な容量等については、別紙電子入札に関する留意事項を熟覧の上、作成すること。
なお、紙入札方式での参加は原則として認めない。ただし、応札者にやむを得ない事情があり、入札手続に影響がないと発注者が認めた場合に限り、特別に認めるものとする。紙入札方式の参加を希望する場合は、紙入札参加希望書（別紙様式1）を、下記8(1)①の期限までに提出しなければならない。
- (6) 本工事は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」について記述した、申請書及び資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（実績評価型）を実施する工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
- (7) 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (8) 本工事は、労働基準法の時間外労働規制を踏まえ、週休2日を前提に工期を設定している。

4 競争参加資格

- (1) 国立大学法人京都大学契約事務取扱規則第4条の規定に該当しない者であること。
- (2) 文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第1章第4条で定めるところにより格付けした管工事に係る令和7・8年度の等級（一般競争（指名競争）参加資格確認認定通知書の記2の等級）が、A又はB等級の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 別紙総合評価に関する事項（実績評価型及び施工体制確認型）に掲げる総合評価の評価項目に示す「企業の施工能力」における「同種工事の施工実績」及び「工事成績」並びに「配置予定技術者の能力」における「同種工事の施工経験」及び「工事成績」の欠格に該当しないこと。
- (5) 平成23年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した、次に掲げる基準を満たす工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、経常建設共同企業体で参加する場合は、構成員のうち1社に元請としての同種工事の施工実績があればよいものとする。
 - ① 構 造 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造
 - ② 建物規模 延べ面積1,000㎡以上（改修の場合は改修延べ面積）
 - ③ 建物用途 公共施設、学校施設又は研究施設
 - ④ 工事種別 新営又は全面的な改修機械設備工事
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - ① 1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
 - ・ 技術士（技術士法による第二次試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を「熱工学」又は「流体工学」とするものに限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「熱工学」、「流体工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者（技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）による改正前の第二次試験のうち、技術部門を機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。）、水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門とするものに限る。）とするものに合格した者を含む。）の資格を有する者。
 - ・ 建設業法第15条第2号ハの規定に基づき、同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者として国土交通大臣の認定を受けた者（管工事業）。
 - ② 上記(5)に掲げる同種工事の施工経験を有する者であること。ただし、経常建設共同企業体で参加する場合は、構成員のうち1社の配置予定技術者に元請としての同種工事の経験があればよい。また、全ての構成員が上記①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を配置できること。
 - ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - ④ 直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であること。なお、主任技術者の場合は、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し、所属会社の雇用証明書の写し又はこれらに準ずる資料を添付すること。

- (7) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、国立大学法人京都大学から「国立大学法人京都大学における契約に係る取引停止等措置要領」に基づく取引停止措置（以下「取引停止措置」という。）又は、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置（以下「指名停止措置」という。）を受けていないこと。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
- ① 資本関係
次のいずれかに該当する二者の場合。
(イ) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2）に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
(ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
 - ② 人的関係
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。
(イ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
(i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
(ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
(iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
(iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
4) 組合の理事
5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者
(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - ③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (9) 次に掲げる業者（上記3.(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者）又は当該業者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- ・ 株式会社 新日本設備計画
- なお、「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①から③のいずれかに該当する者である。
- ① 資本関係
設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合
(イ) 子会社等と親会社等の関係にある場合
(ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
 - ② 人的関係
設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、(イ)については、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。
(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - ③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員の関係にある場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (10) 近畿地区（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県）内に建設業法に基づく許可を有する本店、支店又は営業所が所在すること。
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国立大学法人京都大学及び文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ① 「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者、法人である場合はその役員、その支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者又は団体である場合はその代表者、その理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。

- ② 「これに準ずるもの」とは、次のいずれかに該当する者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。
- (イ) 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (ロ) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (ハ) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。
 - (ニ) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ③ 「当該状態が継続している者」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。
- (12) 所有する電子入札コアシステム対応 I C カードの有効期限が、開札日に十分有効であること（紙入札参加希望者を除く。）。

5 総合評価に関する事項

別紙総合評価に関する事項（実績評価型及び施工体制確認型）による。

6 担当部局

〒606-8501 京都市左京区吉田本町
 京都大学施設部施設企画課施設契約掛
 電話番号 075-753-2308（直通）

7 施工体制の審査に係るヒアリング

どのように施工体制を構築し、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをしたすべての入札参加者に対して開札後速やかにヒアリング（対面又はWEB）を実施する。なお、入札価格が国立大学法人京都大学契約事務取扱要領第12条に基づく価格（以下「最低基準価格」という。）以上の者にあつては、電話によるヒアリングをすることがある。

(1) 日 時 令和8年11月16日（月）から令和8年12月1日（火）まで

(2) 場 所 京都大学施設部入札室

(3) 資料の提出 入札参加者のうち、その申込みに係る価格が最低基準価格に満たない者に対しては、技術提案書に加え、ヒアリングのための追加資料の提出を求める。

追加資料を提出すべき旨の連絡は、下記10(3)の開札後、令和8年11月16日（月）午後5時までに入札参加者あて連絡するものとし、その提出は持参、郵送又は託送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。提出期間内必着。電送（ファクシミリ、電子メール）による提出は認めない。）により令和8年11月24日（火）午後5時までとする。なお、追加資料の提出後の修正及び再提出は認めない。

提出を求めることとなる追加資料は、別紙総合評価に関する事項（実績評価型及び施工体制確認型）の(4)のとおり。

また、最低基準価格に満たない者に対しては下記10(3)の開札後速やかに追加資料の提出に対する意向の確認を求める場合がある。この際に、追加資料の提出の意向のない者については、下記10(3)の開札後、追加資料の提出を行わない旨を令和8年11月24日（火）午後5時までに上記6へ書面にて提出（持参、郵送又は託送とする。）するものとする。追加資料の提出を行わない旨の書面の提出があつた者については、入札を無効として取り扱うものとする。

(4) そ の 他 入札参加者別のヒアリング日時については、追って連絡する。ヒアリングへの出席者には、配置予定技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で3名以内とする。下記①及び②に掲げる事項に該当する場合は、入札に関する条件に違反した入札として無効とすることがある。なお、天災・事故等やむを得ないと認められる事由により通知したヒアリング日時に出席できない場合は、その旨を申し出ること。

審査方法の概要は、別紙総合評価に関する事項（実績評価型及び施工体制確認型）の(5)のとおり。

① 追加資料の提出を行わない場合

- (イ) 資料が特定できない（工事名及び宛名等の記載がない）場合
- (ロ) 資料に代表者名及び代表者の押印がない場合（代表者には委任状により委任をうけた者を含む。）
- (ハ) 資料の全部又は一部が未提出の場合
- (ニ) 資料の全部又は主要な部分の記載がない場合
- (ホ) 資料が指定された様式で提出されていない場合
- (ヘ) 提出期限までに資料が未提出である場合（資料の一部提出は、提出とは認めない。）

② ヒアリングに応じない場合

- (イ) ヒアリング日時に出席しない場合（天災・事故等やむを得ないと認められる事由で、ヒアリング時刻前にその旨申し出た場合を除く。）
- (ロ) 競争参加資格確認結果通知時に資格要件「有」の条件として発注者が指定した場合は当該配置予定技術者、それ以外の場合はヒアリング出席者として入札参加者が登録した配置予定技術者がヒアリングに出席しない場合（ただし、指定又は登録した複数の配置予定技術者のうち、少なくとも1名がヒアリングに出席した場合は、本無効要件には該当しない。）
- (ハ) 入札参加者に所属していない者がヒアリングに出席した場合

8 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、本学学長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
上記4(2)の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記4(1)及び(3)から(12)までに掲げる事項を満たしている時は、開札の時に於いて上記4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時に於いて上記4(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。
なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。
 - ① 提出期限 令和8年10月19日(月)までの土曜、日曜及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。
 - ② 提出方法 申請書及び資料の提出は電子入札システムにより行う。ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記6に持参、郵送又は託送(書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。提出期間内必着。)すること(電送(ファクシミリ、電子メール)による提出は認めない。)。なお、電子入札における申請書の受付票は、申請書の受信を確認したものであり、申請書の内容を確認したものではない。
- (2) 申請書及び資料は、別紙申請書及び資料作成上の注意事項に掲げるところに従い、別紙様式2及び別紙1～6により作成すること。
- (3) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和8年10月26日(月)に電子入札システム(紙により申請した場合は書面)により通知する。
- (4) その他
 - ① 申請書及び資料の作成並びに提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
 - ② 本学学長は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
 - ④ 提出期限以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。
 - ⑤ 申請書及び資料に関する問合せ先 上記6に同じ。

9 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、本学学長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
 - ① 提出期限 令和8年11月2日(月)までの土曜、日曜、祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。
 - ② 提出先 上記6に同じ。
 - ③ 提出方法 書面により、上記6の提出先に持参、郵送又は託送(書留郵便等、配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。)すること(電送(ファクシミリ、電子メール)又は電子入札システムによる提出は認めない。))。
- (2) 本学学長は、説明を求められた時は、令和8年11月10日(火)までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

10 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- (1) 入札日時 令和8年10月26日(月)から令和8年11月12日(木)午前12時までの土曜、日曜及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。ただし、最終日の令和8年11月12日(木)は午前12時まで。
- (2) 入札場所 京都大学施設部施設企画課施設契約掛(電子入札システム)
- (3) 開札日時 令和8年11月13日(金)午前9時30分
- (4) 開札場所 京都大学施設部入札室
- (5) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記(1)の入札日時までに、上記6に持参、郵送又は託送(書留郵便等、配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。)(電送(ファクシミリ、電子メール)による提出は認めない。))し、上記日時の開札に立ち会うこと。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者か非課税業者かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- (8) 入札を辞退する場合は、入札辞退届を電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記6に入札辞退届を持参すること(郵送、託送又は電送(ファクシミリ、電子メール)は認めない。))。

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。
- (2) 契約保証金 納付。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。

12 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札の際に、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て、紙により提出する場合は、上記6の提出先に持参、郵送又は託送(書留郵便等、配達記録が残るものに限る。))すること(電送(ファクシミリ、電子メール)による提出は認めない。))。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は、公共建築工事積算基準(統一基準)に基づき、数量、単価、金額等を明らかにし、直接工事費のうち材料費、直接工事費のうち労務費、現場管理費のうち建退共制度の掛金、工事原価のうち現場労働者の法定福利費の事業主負担額、工事原価のうち安全衛生経費も明示すること。また、工事費内訳書には、商号又は名称並びに住所及び工事名を記載するとともに、押印すること(電子入札システムによる提出の場合を除く。))。

- (3) 提出された工事費内訳書について、経理責任者が説明を求めることがある。また、工事費内訳書が、次の表各号に該当する場合については、別紙競争加入者心得第29第12号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出者の入札を無効とする。

1. 未提出であると認められる場合 (未提出であると同視できる場合を含む)	(1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合 (2) 内訳書とは無関係な書類である場合 (3) 他の工事の内訳書である場合 (4) 白紙である場合 (5) 内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システムで提出する場合を除く。） (6) 内訳書が特定できない場合 (7) 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2. 記載すべき事項が欠けている場合	(1) 内訳の記載が全くない場合 (2) 入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
3. 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1) 他の工事の内訳書が添付されていた場合
4. 記載すべき事項に誤りがある場合	(1) 発注者名に誤りがある場合 (2) 発注案件名に誤りがある場合 (3) 提出業者名に誤りがある場合 (4) 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5. その他未提出又は不備がある場合	

入札後、落札業者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合、低入札価格調査を行う場合又は当該工事において談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合においては、提出された工事費内訳書の内容を確認するものとする。なお、談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合には、必要に応じ工事費内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。

- (4) 本学学長の承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。
- (5) 工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
- (6) 施工体制確認型総合評価落札方式を行う場合、工事費内訳書は、価格以外の要素が提示された申請書及び資料の参考図書として提出を求めるものであり、入札書と同時に、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書が提出されなければ、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出が上記(1)に違反して行われず、別紙競争加入者心得第29第12号に該当するものとして入札を無効とする場合を除き、価格以外の要素として提示された性能等の審査を行うことなく施工体制評価点を0点とするとともに、加算点についても0点とする場合がある。

13 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

また、本学学長の承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に必ず立ち会うこと。1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

14 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争加入者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、本学学長により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に上記4に掲げる資格のない者は競争参加資格のない者に該当する。

15 落札者の決定方法

別紙総合評価に関する事項（実績評価型及び施工体制確認型）による。

16 最低基準価格を下回った場合の措置

落札者となるべき者の入札価格が国立大学法人京都大学契約事務取扱要領第12条に基づく価格（以下「最低基準価格」という。）を下回る場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、国立大学法人京都大学契約事務取扱規則第27条及び国立大学法人京都大学契約事務取扱要領第13条に定める調査（低入札価格調査）を行う。

低入札価格調査では、入札者から事情聴取、関係機関への意見照会等を行い、確実に契約が履行できるかどうか確認する。

この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。また、この調査期間中に履行不可能の申し出があった場合は、原則として取引停止措置を行うものとする。

調査の取扱は、「国立大学法人京都大学契約事務取扱規則第27条に規定する基準の運用における工事等の取扱について」（以下「低入取扱」という。）によるものとする。

最低基準価格の詳細については別紙「最低基準価格を下回った場合の取扱について（低入札価格調査）」の1を参照すること。

(1) 工事の適正な施工の確保について

上記16に示した低入札価格調査を受けた者が以下①、②のいずれにも該当する場合には、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者を専任で1名現場に配置するよう求めるものとする。

- ① 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、最低基準価格を下回る金額で契約する場合。
- ② 契約の相手方が受注した工事のうち、文部科学省、所管独立法人または国立大学法人等が発注し、過去2年度以内に完成または引渡しを行った工事、あるいは契約時点で施工中の工事について、以下の(イ)～(ニ)のいずれかの要件に該当する場合。
 - (イ) 65点未満の工事成績評定を通知された者。
 - (ロ) 発注者から施工中又は施工後において工事請負契約基準に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。

(ハ) 品質管理、安全管理に関し、指名停止若しくは経理責任者から書面により警告又は注意の喚起を受けた者。

(ニ) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。また、当該技術者の配置に際し、受注者はその氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同時に経理責任者に通知するものとする。

17 配置予定監理技術者等の確認

落札者は、上記 8 (1) の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

落札者決定後、CORINS 等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書及び資料の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、上記 4 (6) に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

18 契約の締結

(1) 落札者は、落札決定の日から 7 日以内に契約書を取りかわすものとする。

(2) 契約書の作成は、別紙工事請負契約書（案）によるものとする。

19 支払条件

別紙工事請負契約書（案）による。

20 工事保険

別紙工事請負契約書（案）による。

21 非落札理由の説明

(1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して 5 日（土曜、日曜及び祝日を除く）以内に、本学学長に対して非落札理由について説明を求めることができる。

① 提出先 上記 6 に同じ。

② 提出方法 書面により、上記 6 の提出先に持参、郵送又は託送（書留郵便等、配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。）すること（電送（ファクシミリ、電子メール）又は電子入札システムによる提出は認めない。）。

(2) 本学学長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日から起算して 5 日（土曜、日曜及び祝日を除く）以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

22 再苦情申立て

本学学長からの競争参加資格がないと認めた理由又は非落札理由の説明に不服がある者は、上記 9 (2) 又は 21 (2) の回答を受けた日の翌日から起算して 7 日（土曜、日曜及び祝日を除く）以内に書面により本学学長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記 6 に同じ。

23 関連情報を入手するための照会窓口

上記 6 に同じ。

24 手続における交渉の有無 無。

25 対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を、対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。

26 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、別紙競争加入者心得及び別紙工事請負契約書（案）を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。

(3) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とするとともに取引停止措置を行うことがある。

(4) 提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることはできないので、十分に確認して入札すること。また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、取引停止措置を行うものとする。

(5) 本工事に共同企業体として申請書及び資料を提出した場合、その構成員は、単体として申請書及び資料を提出することはできない（事業協同組合についても同様とする。）。

(6) 第 1 回目の入札が不調になった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札及び紙入札が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から 30 分以内には、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を超える場合は、発注者から連絡する。

(7) 落札となるべき同じ評価値の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじへ移行する。くじの日時については、発注者から連絡する。

(8) 設計図書等は、競争参加資格確認通知日に電子入札システムに登録されているメールアドレス宛に送付する。なお、設計図書等は、ストレージサービスを利用して配布する場合があり、ダウンロードの方法等は、電子メールに記載する。また、設計図書に対する質疑回答は、設計図書のうち、「現場説明書」の「質疑等について」の欄に方法が記載されているので熟読のうえ提出すること。

- (9) 本工事は、数量公開の対象工事であり、予定価格のもととなる工事費内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したもの（以下「数量書」という。）を参考資料（参考数量）として公開、提供する。数量書は、見積を行うために必要な図面及び仕様書の交付と同時に公開し、その提供方法は設計図書の交付と同様とする。
- この数量書に対する質問がある場合においては、設計図書のうち、「現場説明書」の「質疑等について」の欄に記載されているとおりに提出するものとする。なお、設計図書に対する質疑書と数量書に対する質問書は区別して提出するものとする。
- また、数量書に対する質問において、数量の差異等に係わる質問については、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す資料も併せて提出するものとする。
- (10) 入札説明書等を入手した者は、これを本手続以外の目的で使用してはならない。
- (11) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問合せ先は下記のとおりとする。
- ・ システム操作・接続確認等の問合せ先
文部科学省電子入札システムヘルプデスク 電話：０５７０－００１１８４
 - ・ ＩＣカードの不具合等発生等の問合せ先
取得しているＩＣカードの認証機関
- ただし、応札等の締切時間が切迫しているなど、緊急を要する場合は、上記６に連絡すること。